

愛媛県特定希少野生動植物 サギソウ保護管理事業計画

I 計画の基本方針

サギソウ *Pecteilis radiata* (Thunb.) Raf. は、ラン科に属し、本州、四国、九州、朝鮮半島、台湾島に分布している。日当たりの良い湿地に生える多年草で、地下に楕円形の球茎がありそこから地上茎を出し、草丈は 15～40cm になる。7～8 月、茎の先に 1～4 個の白色の花を付ける。花は唇弁が大きく 3 深裂し、両側の裂片は縁が細裂して左右に広がり、花の姿はシラサギが舞っているようで美しい（愛媛県レッドデータブック、2014）。

サギソウは、県内では東予と南予の計 3 ヶ所でしか自生が確認できない危険な状態であり、県では、愛媛県絶滅危惧 I B 類（環境省では準絶滅危惧）に区分しており、さらに「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（以下「条例」という）」により、特定希少野生動植物に指定している（以下、「条例指定種」という）。

この条例指定種について、特定希少野生個体の繁殖の促進やその自生地の環境整備等を図るため必要があると認める時は、保護管理事業を実施することとしている。

本管理事業計画は、その事業を適正かつ効果的に推進するための計画であり、関係機関と密接な連携のもと、本種の生育状況を把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取の防止対策の強化を図ることにより、自生地で安定的に生育できる環境を保全することを基本方針とする。

II 現状と課題

1 自生地の生育環境悪化

本種の主たる自生地は、今治市孫兵衛作の蛇池（蛇越池）湿地と宇和島市津島町御内の源池公園内の湿地である。蛇池湿地は、サギソウなど多種の湿生植物が自生しており、愛媛県の天然記念物に指定されている（昭和 25 年指定）。源池公園内の湿地についても、サギソウの自生地として愛媛県の天然記念物に指定されている（昭和 43 年指定）。いずれの湿地でもヨシやスゲ類など高茎草本が繁茂するなどの遷移進行によりサギソウの個体数減少が進行しており、各地元では関係機関と協力して保全活動が展開されているが、まだサギソウの自立的で安定した生育環境とはなっていない。

また小面積のサギソウ自生地が今治市内の山裾において確認されているが、ウラジロやコシダなどの繁茂による生育面積の減少と日当たり阻害などの生育環境の悪化が進行しており、さらに自生地の湿地から大量のミズゴケが採取されることによる乾燥化も進み危機的状況となっている。

2 違法採取と遺伝子汚染の懸念

本種は、園芸的価値があることから園芸採取による個体数の減少・絶滅が懸念される。

また、本種は地域固有の個体群があり、園芸品種や他地域の株の植栽による遺伝子汚染も懸念される。

Ⅲ 保護管理事業

1 目標及び推進内容

本種の保全のためには、自生地を取り巻く環境を望ましい状態に改善し維持する必要があることから、以下の内容で当事業に取り組むこととする。

(1) 目標

サギソウの自生地及び生育環境の確保

(2) 推進内容

- ・モニタリング調査の実施と新たな自生地の発見
- ・生育環境の維持
- ・増殖・移植技術の確立
- ・関係機関等と事業者等との情報共有
- ・県民等に対する啓発活動

2 事業の区域

事業の区域は、愛媛県内の本種が自生する区域とする。

また、新たな地域で生育が確認された場合は、生育状況等の調査を行い、事業の区域に含めるものとする。

3 事業の推進内容

事業区域において条例の順守による保護対策を進めるとともに、本種の生育する地域等においては以下の対策を推進する。

(1) モニタリング調査の実施と新たな自生地の発見

今治市と宇和島市の自生地において、生育状況、生育環境等について定期的にモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

また過去の自生地情報などをもとに専門家の協力を得て新たな自生地の発見に努めるとともに必要に応じて新たな自生地をモニタリング調査の対象に追加する。

(2) 生育環境の維持

本種の安定的かつ持続可能な世代交代のため、自生地の乾燥化や遷移の進行を未然に防ぎ、生育に適した環境を維持・改善する等、本種の生育環境を良好な状態に保つ。

(3) 増殖・移植技術の確立

今治市と宇和島市の自生地では、本種苗の移植（補植）による個体数の維持が実施されているが、地域系統種の保存のために、増殖や移植に対して技術の確立や技術指導を行う必要がある。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

上記(1)～(3)の実施に際しては、自生地地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全に取り組む体制の構築に努める。

(5) 県民等に対する啓発活動

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、本種の重要性、地域系統の遺伝子汚染について、県民に正しい情報を周知するため、パンフレット等の配布や観察会等によって広く県民へ啓発活動を行う。

また、地元住民への本種保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

4 事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、サギソウの保護管理活動を推進する。

IV その他

この計画に定めのない項目については、別途協議を行うものとする。